創業者株主間契約書

●●（以下「甲」という）と●●（以下「乙」という）は、甲および乙が所有する●●株式会社（以下「丙」という）の株式に関し、以下の通り合意し、創業者株主間契約（以下「本契約」という）を締結する。

1. （共同創業）【既に創業済or共同創業する場合】
2. 甲および乙は、本契約締結日（以下「締結日」という）時点において、以下の株式を保有していることを互いに確認する。

甲：丙の普通株式●●株

乙：丙の普通株式●●株

1. 甲および乙は、丙の事業に関し、善良なる管理者の注意を持って遂行することに合意する。

第1条 （締結日における株式譲渡等）【創業後株式を甲から乙へ譲渡する場合】

1. 甲は、乙に対し、本契約締結日（以下「締結日」という）に、甲が所有する丙の普通株式●●株を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。
2. 乙は、甲に対し、前項の株式譲渡の対価として、1株につき●●円（合計金●●円）を締結日に甲の指定する方法により支払うものとする。支払手数料は乙の負担とする。
3. 甲は、締結日までに、第1項の株式譲渡について丙の承認を得るものとする。
4. 甲および乙は、締結日以降速やかに、丙に対し、共同して名義書換の請求を行うものとする。
5. 甲および乙は、丙の事業に関し、善良なる管理者の注意を持って遂行することに合意する。
6. （買取請求）
7. 甲または乙が、自己の意思によりまたは自己の責めに帰すべき事由により丙の役員および従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、相手方当事者からの請求に基づき、請求した当事者に対し、自己の保有する本株式のうち請求した当事者が指定する株式数を譲渡するものとする。
8. 前項の場合における本株式の譲渡の対価は、1株につき●●円とする。
9. （相続人に対する譲渡請求）
10. 甲または乙が死亡した場合、死亡した当事者の相続人に対し、丙の株式を譲渡するよう請求することができる。
11. 前条第2項の規定は、前項について準用する。
12. （譲渡手続）

甲または乙いずれかの死亡した当事者の相続人は、相手方当事者から前2条に基づく譲渡請求を受けた場合、株式譲渡の効力を発生させるために必要な手続を行うものとする。

1. （合併等の場合の株式譲渡等）【甲が過半数or2/3以上の議決権を有する場合】
2. 第2条に規定する乙の地位の喪失および第3条に規定する乙の死亡が生じていない場合で、合併その他の丙の発行済株式全部に対し金銭その他の対価が交付される手続が行われることになったときは、甲は、乙に対し、当該手続の効力発生日の前日（以下「譲渡日」という）に、甲が締結日に所有する丙の普通株式●●株を譲渡するものとする。
3. 前項の株式譲渡の対価は、1株につき●●円とする。乙は、甲に対し、自己に対する前項の株式譲渡の対価として、金●●円を、甲が別途指定する支払期日までに、甲の指定する方法により支払うものとする。支払手数料は乙の負担とする。
4. 甲は、譲渡日までに、第1項の株式譲渡について丙の承認を得るものとする。
5. 甲および乙は、譲渡日以降速やかに、丙に対し、共同して名義書換の請求を行うものとする。
6. 前各項の規定にかかわらず、甲および乙は、本条に定める譲渡手続きに代えて、譲渡の結果と同等の結果を実現するための他の合理的な方法を選択することができることに合意する。
7. （競業禁止）

甲および乙は、丙の株主である間、相手方の事前の書面による同意がある場合を除き、丙の行う事業と同一もしくは類似の事業を自らもしくは第三者をして行い、または係る事業を行う事業者に就職もしくはその役員に就任してはならない。

1. （有効期間）

本契約は、甲または乙が丙の株式を保有しなくなった日または丙の株式が金融商品取引所に上場された日のいずれか早い日まで効力を有するものとする。

1. （準拠法および合意管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印（電子署名その他電磁的処理を施すことを含む）の上、各1通を保有する。

2020年〇月〇日

甲

乙